

社会保障論評26-001号 (作成日 : 2026年1月1日)

「『幸福』とは何か」

- 「幸福」…大それたテーマだが、新年に少し考えてみたいと思う。きっかけは、世界幸福度ランキングで8年連続世界一のフィンランドのネット記事「北欧フィンランドの光と報道されない根深い闇の実態」 (<https://www.youtube.com/watch?v=IdJsS9uSsJQ>) である。
- 北欧は、「個人の幸福だけでなく社会全体の幸福を志向」し、「高い税金を負担する代わりに、介護や医療、教育などの社会保障サービスを無償で提供する国づくり」をベースとした高福祉の「北欧モデル」で知られ、なかでもフィンランドの幸福度が高いのである。
- 背景には、税金の使い道が明確であり、「国民の政府への信頼度が高い」ことがあり、政治家が増税を政策にしても当選し得る国とされている。金権政治が蔓延し裏金が横行し、経済界が政治献金で政治家と癒着する積年の弊害が是正されない日本とは大違いである。
- フィンランドの世界一は「政府は国民を直接幸せにすることはできませんが、政府は国民が不幸になることを取り除くことを実施しています」「極端に幸福な人が多いからではなく、極端に不幸と感じる人が少ないからなんです」という言葉には深く考えさせられた。
- これこそ、社会保障制度の本来の目的ではないだろうか。年金制度においても、OECDの報告書 (Pensions at a Glance 2011) は、「公的年金の支給努力の対象を最も脆弱な人々におく」としている (<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000339624.pdf> のp2)。
- しかし、昨今の日本の公的年金改革には、そのことに対する配慮や考察が乏しい。国民全体にかかる基礎年金の機能強化に力点を置くべきなのに、正社員主体の被用者年金にばかり目が行っている気がしてならない。これでは、「国民の助け合い」など絵空事である。
- 英国の年金制度は、かつては、「二つの国民」と呼ばれるほどに分断されていた。すなわち、均一給付の基礎年金のみに頼らざるを得ない国民と、所得比例の手厚い上乗せ年金を受給できる国民である (<https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/2024UK.pdf>)。
- 曲折はあったが、英国の公的年金制度は、2016年から、国民全体を対象とする一層型年金に改編された。日本の制度に擬して言えば、上乗せの厚生年金は公的年金から外され、国民年金が国民共通の公的年金である基礎年金に一本化されたということになるのである。
- 自営業者からの保険料徴収の問題などはあるようだが、本来の公的年金の守備範囲を明確にした意義は大きい。日本の年金論議に欠けているのは、そのような公的年金、さらには社会保障についての、根本的・思念的考察ではないか。守るべきは国民全体なのである。
- A.I の進化で、多くの職が失われると言われている。効率化が進めば、人々の労働時間は短くなるはずだが、そうはならず、高賃金だが労働過重の人々と、低賃金で長時間労働を行わざるを得ない人々との二極分化が生じている。新たな「二つの国民」の誕生である。
- フィンランド動画の中に「政府があまりにも多くを提供し過ぎると、(家族や友人に頼る必要がなくなり) かえってコミュニティの助け合う力を奪ってしまう」との箇所がある。進化する社会の中で、試されているのは「人々の連帯である」と改めて思う。(以上)